

Weekly Accounting Review

2009年4月15日

株式会社エスネットワークス リサーチ室

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計／「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準（案）」（公開草案）の公表
- 監査／「内部統制報告制度に関するQ & A」の再追加
- 税務／平成21年度税制改正（法人税関係）に伴う届出等について

1. 「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準（案）」（公開草案）の公表（4月10日）

企業会計基準委員会は、「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準（案）」「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準の適用指針（案）」を公表しました（公開草案。意見募集期限6月1日）。

http://www.asb.or.jp/html/documents/exposure_draft/retro/

従来会計上の変更や誤謬に関する会計基準が存在しませんでした。今回の会計基準案で制定されました。

- ・会計上の変更（会計方針の変更、表示方法の変更）
- ・過去の誤謬の訂正

が発生した場合には、新たな会計方針・表示方法を遡及適用または誤謬の修正による再表示を行うとともに、変更内容・影響額等を開示することとなります。

また、既に公表されているものの未適用の新会計基準等がある場合には、その新会計基準等の名称・適用予定日等の事項を注記するものとされています。

ショート・コメント

今回の会計基準案により、会計方針の変更があった場合でも過年度との比較可能性が高まったと言えます。但し、新たな会計基準が設定された場合でも、過去の財務諸表に遡及適用することとなり、企業には相応の負担になるものと思われます。

なお、今回の会計基準案は、2011年4月1日以後開始事業年度の会計上の変更及び過去の誤謬の修正から適用となります。

2. 「内部統制報告制度に関するQ & A」の再追加（4月2日）

金融庁は、「内部統制報告制度に関するQ & A」（2007年10月1日公表、2008年6月24日追加）について、3月決算企業の内部統制報告書の作成に向け、「内部統制報告制度に関するQ & A」に新たな質問・回答（24問）を追加しました。

<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090402-1.html>

【主な追加点】

- 「重要な欠陥」の判断（問 68～70、75、77）
「重要な欠陥」に該当するかどうかの判断の参考となるよう、以下の項目に係るQ & Aを追加。
 - ・財務諸表内の予定値について監査により指摘を受けた場合（問 68）
 - ・財務諸表のドラフトについて、監査により多くの誤りを指摘された場合（問 69）
 - ・公表後の決算短信を訂正した場合（問 70）
 - ・売掛金の残高確認において差異が生じた場合（問 7 5）
 - ・重要な欠陥の判断指標を変更する場合（問 7 7）
- 子会社の売却・業績悪化等により重要な事業拠点の選定指標が一定の割合に達しない等の場合の取扱い（問 73、74）
評価範囲を決定する当初の計画段階で、適切に評価範囲を決定しているのであれば、子会社の売却・業績悪化等により重要な事業拠点の選定指標が一定の割合に達しない場合でも、原則として、改めて評価範囲を見直す必要はない。
- 内部統制報告書の記載内容（問 101～107）
内部統制報告書の記載内容を例示。

ショート・コメント

本レポート発行時点において、内部統制報告書はE D I N E T上2事例を確認することができます（日本和装ホールディングス株式会社および中小企業信用機構株式会社）。今回内部統制報告書の記載例が公表されたことにより、作成実務上有益と思われれます。

3. 平成 21 年度税制改正（法人税関係）に伴う届出等について（4月6日）

国税庁は、「平成 21 年度税制改正（法人税関係）に伴う届出等について」を公表しました。

これは、平成 21 年度税制改正で設けられた

- ・「土地等の先行取得をした場合の課税の特例」
- ・「欠損金の繰戻し還付における中小法人等に対する不適用措置の解除」

の届出に関するものです。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei2009/01.htm>

中小法人等の繰戻し還付については平成 4 年以来 16 年振りの復活となります。繰戻し還付制度の適用を受けるためには、期限内申告の上、所轄税務署長に対する還付請求書の提出が必要とされています。

ショート・コメント

- ・繰戻し還付の対象となる欠損金は、「平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金」となります。従って、2 月決算法人より繰戻し還付制度の適用が可能となります。
- ・繰戻し還付の対象となる法人は、資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人などの中小企業者等となります。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 高桑 昌也

Tel:03-5573-4661 / m-takakuwa@esnet.co.jp